

令和6年度 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院障がい者優先調達推進方針

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）では、「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を、次のとおり定める。

1 適用範囲

この調達方針は、当院が物品及び役務（以下、「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等とする。

① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等

- ・障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設に限る）
- ・地域活動支援センター
- ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型、B型）
- ・小規模作業所

② 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社（特例子会社）
- ・次に掲げる要件をすべて満たす事業所

- ①重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者（①の障がい者）の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

③在宅就業障がい者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ・在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

3 調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は、施設等が供給可能な物品等とする。

4 調達における基本的な事項

- (1) 物品等の分野を限定することなく調達するよう努める。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、施設等からの調達の推進に努めること。
- (3) 仕様の明確化や適正な予定価格の設定に努める。また、施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意する。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、施設等に配慮した納期の設定に努める。

5 調達目標

令和6年度の調達目標額は次のとおりとする。

(単位 千円)

種 別	目 標 額
物 品	0
役 務	8, 300
計	8, 300

6 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針は、当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、当院ホームページで公表する。
- (2) 調達実績については、取りまとめ後、当院ホームページで公表する。

7 その他物品等の調達の推進に関する事項

岐阜県セルフ支援センターの活用

施設等からの物品等の調達にあたっては、岐阜県セルフ支援センターの活用を検討するとともに、適宜優先調達の推進に関して連携を図る。特に、共同受注窓口の活用を積極的に図るものとする。